後期高齢者医療制度に関するお知らせ

-定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります



令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担 割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。(詳しくは、町ホーム ページなどをご確認ください。)



令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割



区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

■問い合わせ先 後期高齢者窓□負担割合コールセンター **■**0120(002)719

受付時間 月曜日から土曜日 午前9時~午後6時(日曜日・祝日を除く)

開設期間 3月31日まで(予定)

所得税と町民税・県民税の申告はお早めに

町申告受付会場は、3月15日(火)で終了します

- **■町申告受付会場** 役場庁舎2階会議室201
- ■申告内容 確定申告(A申告のみ)、町民税・県民税申告
- 受付時間 午前9時~午前11時30分 午後1時~午後4時

- ※ 土曜日、日曜日と時間外の受け付 けはできません。
- ※ 確定申告書Bは受け付けしません。
- ※ 所得の種類、相談内容などによっ ては、他の会場へ案内する場合があ ります。

町申告受付会場で受け付けられない確定申告

次の申告に該当する方は町申告受付会場にお越しいただいても、相談受付できません。国税庁の「確定申 告書等作成コーナー | をご利用いただくか、住吉福祉文化会館で申告をしてください。

- ▽ 土地・家屋・株式等を譲渡した方
- ▽ 令和3年分以外の確定申告をする方
- ▽ 営業・農業・不動産などの所得がある方
- ▽ 暗号資産(仮想通貨)による所得がある方
- ▽ 住宅借入金等特別控除を受ける方
- ▽ 分離・損失の申告をする方
- ▽ 更正の請求をする方

▲国税庁 確定申告書 等作成コーナー

■問い合わせ先

< 所得税>半田税務署 (21)3141 ※ 自動音声案内で[0]を選択してください。

<町民税·県民税>税務課住民税係 ■(48)1111(内1111·1112)



農作物被害を防止するため、猟友会阿久比支部の協力で有害鳥獣 (カラス・カワラバト) の駆除を次のとおり実 施します。

- ■実施日 3月5日(土)、6日(日)、12日(土)、13日(日)、19日(土)、20日(日)のうち4日間
- 日の出から日の入りまで
- ■実施地区 住宅地を除く農地・山林
- 駆除方法 散弾銃、空気銃による駆除
- ■問い合わせ先 産業観光課農政係 **(48)** 1111 (内1223)